

資 循 第 4 9 0 号
平成28年 2 月 5 日

公益社団法人神奈川県産業廃棄物協会会長 殿

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課長
(公 印 省 略)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する
規則について (通知)

本県の廃棄物行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、平成28年 2 月 5 日付け神奈川県公報定期第2756号のとおり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 (昭和53年神奈川県規則第35号) の一部を改正しましたので、通知します。

については、貴協会会員に御周知お願いいたします。

問い合わせ先
指導グループ 福永
電話 (045)210-4159

神奈川県公報



県の花：山ゆり

平成28年 2月 5日 (金曜日)

定期 第 2756 号

毎週火曜日及び金曜日発行

目 次	ページ		
○条例		規程 (企業・財産管理課)	71
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 (総務・人事課)	68	○選挙管理委員会告示	
○規則		公職選挙法施行令による指定施設の所在地変更	73
長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則の一部を改正する規則 (総務・財政課)	68	公職選挙法施行令による施設の指定取消し	73
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (環境農政・資源循環推進課)	68	○横須賀土木事務所長告示	
○告示		係留者が確知できない船舶の除却	73
県議会定例会の招集 (政策・総務室)	70	○藤沢土木事務所長告示	
公印の改刻 (総務・文書課)	70	係留者が確知できない船舶等の除却	73
救急病院等の認定の一部改正 (保健福祉・医療課)	70	係留者が確知できない船舶の除却	74
道路の区域変更 (2件) (県土整備・道路管理課)	71	○公告	
○企業管理規程		開発行為に関する工事の完了 (県土整備・建築指導課)	74
神奈川県公営企業固定資産管理規程の一部を改正する		津久井湖及び道志川におけるわかさぎの採捕禁止 (内水面漁場管理委員会)	75
		○入札公告	
		一般競争入札の実施 (警察・松田警察署)	75

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム (URL <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp>) の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報に掲載します。

本号で公布された条例のあらまし

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 地方公務員法の一部改正に伴い、用語の整理を行うこととした。(第2条関係)
- 2 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。



条 例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 2 月 5 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第 3 号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年神奈川県条例第61号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号中「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

規 則

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 2 月 5 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第 3 号

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則の一部を改正する規則

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則（平成17年神奈川県規則第150号）の一部を次のように改正する。

本則の表中

「	26 試験等車両の管理及び自動車運転練習に関する業務の委託に係る契約	を
	27 夜間課程を置く高等学校における夕食の提供に関する食堂運営業務の委託に係る契約	
」		に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 2 月 5 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第 4 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和53年神奈川

県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 号中「第 9 条の 3 第11項」の次に「又は第 9 条の 3 の 3 第 3 項」を加え、同条第 3 号中「第 9 条の 3 第 4 項ただし書」の次に「(法第 9 条の 3 の 3 第 3 項において準用する場合を含む。)」を加える。

第11条中「第 5 条の 9 の 2 第 1 項」の次に「(省令第 5 条の10の12において準用する場合を含む。)」を加える。

第14条の見出し中「市町村」を「市町村等」に改め、同条中「第 9 条の 3 第 1 項」の次に「又は第 9 条の 3 の 3 第 1 項」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

（非常災害が発生した場合の市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の協議書）

第14条の 2 省令第 5 条の10の 3 の協議書は、第11号様式の 2 によるものとする。

第15条の見出し中「市町村」を「市町村等」に改め、同条中「第 5 条の 8 第 1 項」の次に「(省令第 5 条の10の10において準用する場合を含む。)」を加える。

第33条第 1 項中「の各号」を削り、同項第 4 号中「第 8 項」の次に「(法第 9 条の 3 の 3 第 3 項において準用する場合を含む。)」を加える。

第 8 号様式中「第 9 条の 3 第11項」の次に「又は第 9 条の 3 の 3 第 3 項」を加え、同様式の備考 3 中「すべて」を「全て」に改める。

第11号様式（表）中「第 9 条の 3 第 1 項」の次に「(第 9 条の 3 の 3 第 1 項)」を加え、同様式（裏）の備考 2 中「又は最終処分場」を「、最終処分場、非常災害に係るごみ処理施設、非常災害に係るし尿処理施設又は非常災害に係る最終処分場」に、「の場合」を「又は非常災害に係るごみ処理施設の場合」に改め、同様式の備考 5 中「すべて」を「全て」に改め、同様式の次に次の 1 様式を加える。

第11号様式の2 (第14条の2 関係) (表) (用紙 日本工業規格A 4 縦長型)

非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の協議書

年 月 日

神奈川県知事殿

住 所

代表者の氏名

電 話 番 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の2第1項の規定により、次のとおり協議します。

一般廃棄物処理施設を設置することが見込まれる場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類			
一般廃棄物処理施設の処理能力		$m^3 / 日$ () 時間 $t / 日$ () 時間 $m^3 / 時間$ $t / 時間$ 埋立地の面積 m^2 埋立容量 m^3	
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置		
	一般廃棄物処理施設の処理方式		
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備		
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量	
		処理方法 (排出の方法 (排出の位置、排出先等を含む。))を含む。	
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値		
	その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項		
※ 事 務 処 理 欄			

(裏)

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
※ 同 意 年 月 日		年 月 日

備考 1 ※の欄は記入しないでください。

2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入してください。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きしてください。

3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入してください。

4 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

第12号様式(表)中「第9条の3第8項」の次に「(同法第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同様式(裏)の備考2中「又は最終処分場」を「、最終処分場、非常災害に係るごみ処理施設、非常災害に係るし尿処理施設又は非常災害に係る最終処分場」に、「場合」を「又は非常災害に係るごみ処理施設の場合」に改め、同様式(裏)の備考4中「すべて」を「全て」に改める。

第17号様式(表)中「受けた者」を「受けた者等」に、

「 許 可 年 月 日 」 を
「 許 可 年 月 日 」 に
(届 出 年 月 日)

改め、同様式(裏)中備考4を備考5とし、備考3を備考4とし、備考2を備考3とし、備考1の次に次のように加える。

2 「許可番号」の欄は、届出をした者の地位を相続により承継した場合は、記載不要です。

第26号様式の2中「第15条の2の5」を「第15条の2の5第1項」に改め、同様式の備考3中「すべて」を「全て」に改め、同様式の備考4中「第12条の7の7第3項」を「第12条の7の17第3項」に改める。

第26号様式の3中「第15条の2の5」を「第15条の2の5第1項」に改める。

第26号様式の4の備考2中「すべて」を「全て」に改め、同様式の備考4中「第12条の7の7第4項」を「第12条の7の17第4項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

告 示

神奈川県告示第41号

平成28年2月15日に、神奈川県議会定例会を神奈川県庁に招集する。

平成28年2月5日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県告示第42号

次に掲げる公印を改刻し、平成28年1月21日からその使用を開始した。

平成28年2月5日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

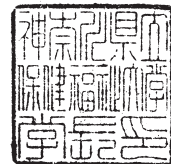
(公印名)

神奈川県立保健福祉大学長印

(改刻後の印影)



(改刻前の印影)



神奈川県告示第43号

救急病院等の認定(平成元年神奈川県告示第580号)の一部を次のように改正する。

平成28年2月5日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

表茅ヶ崎市立病院の項を削り、同表中

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正について

1 改正の理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下、「省令」という。）が平成 27 年 8 月 6 日に改正された。

このことにより、非常災害時に係る一般廃棄物処理施設の設置について、次の特例措置が新たに規定された。

市町村は、非常災害時に生ずる廃棄物の処分を行うために設置する必要がある一般廃棄物処理施設について、一般廃棄物処理計画に定め、又はこれを変更しようとするときは、都道府県知事に協議してその同意を得ることができる（法第 9 条の 3 の 2 第 1 項）。

市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者は、当該処分を行うための一般廃棄物処理施設を設置するときは、平時の許可手続きにかかわらず、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出ることにより（法第 9 条の 3 の 3 第 1 項）。

このため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（以下、「細則」という。）を一部改正する。

2 改正の概要

- (1) 市町村による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の届出の特例
 - ・ 省令第 5 条の 10 の 3 の協議書の様式を規定（細則第 14 条の 2）
- (2) 非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例
 - ・ 細則第 11 号様式に、法第 9 条の 3 の 3 第 1 項に基づく届出を追加（細則第 14 条）
 - ・ 細則第 17 号様式に、法第 9 条の 3 の 3 第 1 項に基づく届出をした者の地位を相続により承継した場合を追加（細則第 20 条関係）
- (3) その他所要の改正
 - ・ 法及び省令で準用する場合に関する文言の追加（細則第 1 条第 1 号、第 3 号、第 11 条、第 15 条、第 33 条第 1 項第 4 号、第 8 号様式、第 12 号様式）
 - ・ 条文の文言や様式の記載等の整理（細則第 33 条第 1 項、第 8 号様式、第 11 号様式、第 12 号様式、第 26 号様式の 2、第 26 号様式の 3、第 26 号様式の 4）

3 施行期日

平成 28 年 2 月 5 日から施行

新旧対照表

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

新	旧
<p>(事務の委任)</p> <p>第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)に基づく次に掲げる事務は、地域県政総合センター所長に委任する。</p> <p>(1) 法第9条第3項(法第9条の3第11項又は第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。)の規定により、一般廃棄物処理施設の軽微な変更等、廃止、休止又は再開の届出を受理すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 法第9条の3第4項ただし書(法第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。)の規定により、一般廃棄物処理施設に係る届出の内容が相当であると認める旨の通知を行うこと。</p> <p>(4)~(23) (略)</p>	<p>(事務の委任)</p> <p>第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)に基づく次に掲げる事務は、地域県政総合センター所長に委任する。</p> <p>(1) 法第9条第3項(法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)の規定により、一般廃棄物処理施設の軽微な変更等、廃止、休止又は再開の届出を受理すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 法第9条の3第4項ただし書の規定により、一般廃棄物処理施設に係る届出の内容が相当であると認める旨の通知を行うこと。</p> <p>(4)~(23) (略)</p>
<p>第2条~第10条 (略)</p>	<p>第2条~第10条 (略)</p>
<p>(一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書)</p>	<p>(一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書)</p>
<p>第11条 省令第5条の4の2第1項及び第5条の9の2第1項(省令第5条の10の12において準用する場合を含む。)の届出書は、第8号様式によるものとする。</p>	<p>第11条 省令第5条の4の2第1項及び第5条の9の2第1項の届出書は、第8号様式によるものとする。</p>
<p>第12条~第13条の6 (略)</p>	<p>第12条~第13条の6 (略)</p>
<p>(市町村等の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出)</p>	<p>(市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出)</p>
<p>第14条 法第9条の3第1項又は第9条の3の3第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の届出は、第11号様式による届出書を知事に提出して行う</p>	<p>第14条 法第9条の3第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の届出は、第11号様式による届出書を知事に提出して行うものとする。</p>

新	旧
<p>ものとする。</p> <p>(<u>非常災害が発生した場合の市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の協議書</u>)</p> <p>第14条の2 <u>省令第5条の10の3の協議書は、第11号様式の2によるものとする。</u></p> <p>(<u>市町村等の設置に係る一般廃棄物処理施設変更届出書</u>)</p> <p>第15条 <u>省令第5条の8第1項(省令第5条の10の10において準用する場合を含む。)</u>の届出書は、第12号様式によるものとする。</p> <p>第16条～第32条 (略)</p> <p>(提出書類の部数及び経由)</p> <p>第33条 法、政令、省令及びこの規則の規定により、知事に提出する書類の部数は2部(次に掲げる書類にあつては1部)とし、地域県政総合センター所長に提出する書類の部数は1部とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 法第9条の3第1項又は第8項(<u>法第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。</u>)の規定による一般廃棄物処理施設の設置又は変更の届出に係る書類</p> <p>(5)～(21) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第1号様式～第7号様式 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(<u>市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設変更届出書</u>)</p> <p>第15条 省令第5条の8第1項の届出書は、第12号様式によるものとする。</p> <p>第16条～第32条 (略)</p> <p>(提出書類の部数及び経由)</p> <p>第33条 法、政令、省令及びこの規則の規定により、知事に提出する書類の部数は2部(<u>次の各号</u>に掲げる書類にあつては1部)とし、地域県政総合センター所長に提出する書類の部数は1部とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 法第9条の3第1項又は第8項の規定による一般廃棄物処理施設の設置又は変更の届出に係る書類</p> <p>(5)～(21) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第1号様式～第7号様式 (略)</p>

新	旧
<p>第8号様式(第11条関係)(用紙 日本工業規格A4縦長型)</p> <p style="text-align: center;">一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>神奈川県 地域県政総合センター所長殿</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名(法人又は市町村にあつては、 名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p>一般廃棄物処理施設の軽微な変更等をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項(同法第9条の3第11項又は第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。</p> <p>(略)</p> <p>備考 1・2 (略)</p> <p>3 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の4第6号に掲げる事項」の欄については、該当する<u>全て</u>の者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付してください。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第9号様式～第10号様式の6 (略)</p> <p>第11号様式(第14条関係)(表)(用紙 日本工業規格A4縦長型)</p> <p style="text-align: center;">一般廃棄物処理施設設置届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>神奈川県知事殿</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">代表者の氏名</p> <p style="text-align: center;">電 話 番 号</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第1項(第9条の3の3第1項)の規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の設置について届け出ます。</p> <p>(略)</p> <p>(裏)</p> <p>(略)</p>	<p>第8号様式(第11条関係)(用紙 日本工業規格A4縦長型)</p> <p style="text-align: center;">一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>神奈川県 地域県政総合センター所長殿</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名(法人又は市町村にあつては、 名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p>一般廃棄物処理施設の軽微な変更等をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項(同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。</p> <p>(略)</p> <p>備考 1・2 (略)</p> <p>3 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の4第6号に掲げる事項」の欄については、該当する<u>すべて</u>の者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付してください。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第9号様式～第10号様式の6 (略)</p> <p>第11号様式(第14条関係)(表)(用紙 日本工業規格A4縦長型)</p> <p style="text-align: center;">一般廃棄物処理施設設置届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>神奈川県知事殿</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">代表者の氏名</p> <p style="text-align: center;">電 話 番 号</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の設置について届け出ます。</p> <p>(略)</p> <p>(裏)</p> <p>(略)</p>

新	旧
<p>備考 1 (略)</p> <p>2 一般廃棄物処理施設の種類については、<u>ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場、非常災害に係るごみ処理施設、非常災害に係るし尿処理施設又は非常災害に係る最終処分場の別</u>を記入してください。さらに、<u>ごみ処理施設又は非常災害に係るごみ処理施設</u>の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きしてください。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 印の欄にその記載事項の<u>全て</u>を記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。</p> <p>6 (略)</p>	<p>備考 1 (略)</p> <p>2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設<u>又は最終処分場の別</u>を記入してください。さらに、<u>ごみ処理施設の場合</u>は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きしてください。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 印の欄にその記載事項の<u>すべて</u>を記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。</p> <p>6 (略)</p>

新		旧				
第 11 号様式の 2 (第 14 条の 2 関係) (表) (用紙 日本工業規格 A 4 縦長型) 非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の協議書 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> 神奈川県知事殿 <div style="text-align: right;">住 所 代表者の氏名 電 話 番 号</div> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 3 の 2 第 1 項の規定により、次のとおり協議します。		(新設)				
一般廃棄物処理施設を設置することが見込まれる場所						
一般廃棄物処理施設の種 類						
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種 類						
一般廃棄物処理施設の処理能力		$m^3 / 日 (\quad) 時間$ $t / 日 (\quad) 時間$ $m^3 / 時間$ $t / 時間$ 埋立地の面積 m^2 埋立容量 m^3				
一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置					
	一般廃棄物処理施設の処理方式					
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備					
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">処理に伴い生ずる排ガス及び排水</td> <td>量</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 処理方法 (排出の方法 (排出口の位置、排出先等を含む。) を含む。) </td> <td></td> </tr> </table>	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量		処理方法 (排出の方法 (排出口の位置、排出先等を含む。) を含む。)	
処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量					
	処理方法 (排出の方法 (排出口の位置、排出先等を含む。) を含む。)					

新		旧
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
	その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項	
事 務 処 理 欄		

(裏)

一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
同 意 年 月 日		年 月 日

- 備考
- 1 欄は記入しないでください。
 - 2 一般廃棄物処理施設の種類のについては、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入してください。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きしてください。
 - 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入してください。
 - 4 印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

新	旧
<p>第12号様式(第15条関係)(表)(用紙 日本工業規格A4縦長型)</p> <p style="text-align: center;">一般廃棄物処理施設変更届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>神奈川県知事殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 代表者の氏名 電 話 番 号</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第8項(同法第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の変更について届け出ます。</p> <p>(略)</p> <p>(裏)</p> <p>(略)</p> <p>備考 1 (略)</p> <p>2 一般廃棄物処理施設の種類については、<u>ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場、非常災害に係るごみ処理施設、非常災害に係るし尿処理施設又は非常災害に係る最終処分場の別</u>を記入してください。さらに、<u>ごみ処理施設又は非常災害に係るごみ処理施設</u>の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きしてください。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 印の欄にその記載事項の<u>全て</u>を記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第13号様式～第16号様式 (略)</p>	<p>第12号様式(第15条関係)(表)(用紙 日本工業規格A4縦長型)</p> <p style="text-align: center;">一般廃棄物処理施設変更届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>神奈川県知事殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 代表者の氏名 電 話 番 号</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第8項の規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の変更について届け出ます。</p> <p>(略)</p> <p>(裏)</p> <p>(略)</p> <p>備考 1 (略)</p> <p>2 一般廃棄物処理施設の種類については、<u>ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別</u>を記入してください。さらに、<u>ごみ処理施設の場合は</u>、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きしてください。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 印の欄にその記載事項の<u>すべて</u>を記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第13号様式～第16号様式 (略)</p>

新

第 17 号様式（第 20 条関係）（表）（用紙 日本工業規格 A 4 縦長型）

相 続 届 出 書

年 月 日

神奈川県 地域県政総合センター所長殿

住 所

氏 名

電話番号

一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者等の地位を相続により承継したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 7 第 2 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

被 相 続 人 と の 続 柄			
被相続人の氏名及び死亡時の住所	氏 名	住 所	
一般廃棄物処理施設の設置場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許 可 年 月 日 (届 出 年 月 日)	年 月 日	許可番号	
相 続 の 開 始 の 日	年 月 日		
事 務 処 理 欄			

(裏)

(略)

備考 1 の欄は記入しないでください。

2 「許可番号」の欄は、届出をした者の地位を相続により承継した場合は、記載不要です。

旧

第 17 号様式（第 20 条関係）（表）（用紙 日本工業規格 A 4 縦長型）

相 続 届 出 書

年 月 日

神奈川県 地域県政総合センター所長殿

住 所

氏 名

電話番号

一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者の地位を相続により承継したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 7 第 2 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

被 相 続 人 と の 続 柄			
被相続人の氏名及び死亡時の住所	氏 名	住 所	
一般廃棄物処理施設の設置場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許 可 年 月 日	年 月 日	許可番号	
相 続 の 開 始 の 日	年 月 日		
事 務 処 理 欄			

(裏)

(略)

備考 1 の欄は記入しないでください。

2 「相続人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 4 条の 7 に規定する使用

新	旧
<p>3 「相続人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付してください。</p> <p>4 この届出書は、相続の日から30日以内に提出してください。</p> <p>5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条第2項に規定する書類を添付してください。</p>	<p>人」の欄までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付してください。</p> <p>3 この届出書は、相続の日から30日以内に提出してください。</p> <p>4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条第2項に規定する書類を添付してください。</p>
<p>第18号様式～第26号様式（略）</p>	<p>第18号様式～第26号様式（略）</p>
<p>第26号様式の2（第27条の2関係）（用紙 日本工業規格A4縦長）</p>	<p>第26号様式の2（第27条の2関係）（用紙 日本工業規格A4縦長）</p>
<p style="text-align: center;">産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設 の特例設置届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>神奈川県知事殿</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名 <small>（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</small></p> <p style="text-align: right;">電 話</p>	<p style="text-align: center;">産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設 の特例設置届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>神奈川県知事殿</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名 <small>（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</small></p> <p style="text-align: right;">電 話</p>
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第1項の規定により、関係書類を添えて、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例設置について届け出ます。</p> <p>（略）</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定により、関係書類を添えて、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例設置について届け出ます。</p> <p>（略）</p>
<p>備考 1・2（略）</p>	<p>備考 1・2（略）</p>
<p>3 印の欄にその記載事項の<u>全て</u>を記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。</p> <p>4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の17第3項に規定する書類を添付してください。</p>	<p>3 印の欄にその記載事項の<u>すべて</u>を記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。</p> <p>4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の7第3項に規定する書類を添付してください。</p>

新	旧
<p>第26号様式の3（第27条の3関係）（用紙 日本工業規格A4縦長）</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例設置届出受理書</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名 <small>（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</small></p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第1項の規定による届出を受理しました。</p> <p>（略）</p>	<p>第26号様式の3（第27条の3関係）（用紙 日本工業規格A4縦長）</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例設置届出受理書</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名 <small>（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</small></p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定による届出を受理しました。</p> <p>（略）</p>
<p>第26号様式の4（第27条の4関係）（用紙 日本工業規格A4縦長）</p> <p>（略）</p>	<p>第26号様式の4（第27条の4関係）（用紙 日本工業規格A4縦長）</p> <p>（略）</p>
<p>備考 1 （略）</p> <p>2 記載欄にその記載事項の<u>全て</u>を記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の17第4項の規定により交付された受理書を添付してください。</p>	<p>備考 1 （略）</p> <p>2 記載欄にその記載事項の<u>すべて</u>を記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の7第4項の規定により交付された受理書を添付してください。</p>
<p>第26号様式の5～第34号様式 （略）</p>	<p>第26号様式の5～第34号様式 （略）</p>